

奈良県告示第四百十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、大和都市計画道路を次のとおり変更した。

その関係書類は、奈良県土木部都市計画課及び大和郡山市まちづくり推進部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十年三月十一日

奈良県知事 荒井正吾

変更に係る都市計画の種類及び名称並びに都市計画を定める土地の区域

種類及び名称	土地の区域
大和都市計画道路 三・四・三〇五号 城廻り線	大和郡山市北郡山町、植槻町、城内町、天理町及び冠山町
大和都市計画道路 三・四・三〇〇号 藺町線	大和郡山市北郡山町